

福島医発第 2074 号 (地)
平成 25 年 11 月 30 日



各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 松 田 峻 一 良
(公 印 省 略)

福島県内市町村が実施する子ども医療費助成事業における
県外受診分の請求方法等について

福島県の子ども医療費助成事業については、平成 24 年 10 月 1 日から福島県の全市町村において 18 歳以下の子どもの医療費無料化が実施されておりますが、県外において避難生活をされている対象者については、一旦窓口において一部負担金を支払い、その後各市町村へ償還払いの申請を行う必要があり、経済的・事務的負担が発生しております。

このようなことから、福島県内の一部の市町村において、子ども医療費助成事業受給者のうち、被用者保険の県外受診分に係る審査支払事務を平成 26 年 3 月診療分（4 月請求分）から社会保険診療報酬支払基金に委託することとなった旨、日本医師会及び社会保険診療報酬支払基金福岡支部より別紙 1・2 の通り通知が参りましたのでご連絡申し上げます。

つきましては、本件について別紙 2 の添付文書の通り、社会保険診療報酬支払基金福岡支部より県内全医療機関に通知されておりますので、貴会におかれましても本件についてご了知いただきますとともに、貴会会員のご協力が得られますようご高配方向卒よろしくお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

母子保健担当理事 松行眞門
会長 蒲池 壽

(保 159)

平成25年10月25日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
鈴木 邦彦

福島県内市町村が実施する子ども医療費助成事業 における県外受診分の請求方法等について

福島県では全市町村において、18歳以下の子どもの医療費無料化が、平成24年10月1日より実施されたところであります。

対象となる18歳以下の子どもに対しましては、各市町村より「子ども医療費助成事業受給者証」（受給者証の様式は、各市町村により異なる場合があります。）を配付し、福島県内の医療機関においては、健康保険被保険者証とともに受給者証を提示した18歳以下の子どもについては、窓口での一部負担金の支払いが免除される取扱いとなっております。

しかし、東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所の事故により、多くの県民の方が、県外への避難生活を余儀なくされている状況であり、子ども医療費助成事業の対象となっている18歳以下の子どもにおいても、県外での避難生活を送っているケースがあります。

その場合、一時的とはいえ、県外の医療機関を受診した場合には、一旦窓口において一部負担金を支払い、その後、各市町村へ償還払いの申請を行うこととなり、避難生活を送る方々に経済的・事務的負担が発生しております。

このようなことから、福島県内の一部の市町村においては、県外で避難生活を送っている子ども医療費助成事業受給者について、経済的・事務的負担を軽減するため、平成26年3月診療分（4月請求分）より、被用者保険に関しては社会保険診療報酬支払基金に県外受診分についての審査支払事務を委託することとなりました。

現在、支払基金に県外受診分の審査支払事務の委託を予定しているのは、福島県内59市町村中29市町村であり、今後、委託市町村が増えることも予想されます。

全国の医療機関に対しましては、最終的な委託市町村につきまして各支払基金支部を通じてお知らせするとともに、委託市町村に異動等が生じた場合には、その都度、全国の医療機関に対してお知らせすることとなっております。

つきましては、福島県外の医療機関におきまして、被用者保険の健康保険被保険者証にあわせて各市町村が発行する「子ども医療費助成事業受給者証」を提示の上、18歳以下の子どもが医療機関を受診された場合には、支払基金に審査支払事務を委託している市町村であるかの確認をいただき、対象市町村であった場合には、窓口での一部負担金を徴収せず、全

額支払基金を通じてご請求いただくことにご協力のほどお願い申し上げます。

なお、請求方法等の詳細につきましては、添付資料のリーフレット等をご参照ください。

<添付資料>

福島県内各市町村が実施する子ども医療費助成事業における県外受診分の審査支払事務
の実施について

(平25. 10. 22 本所事事推000089 社会保険診療報酬支払基金理事長)



本 事 事 推 000089

平成 25 年 10 月 22 日

日本医師会

会長 横倉 義武 殿

社会保険診療報酬支払基金

理事長 河内山 哲朗



福島県内各市町村が実施する子ども医療費助成事業
における県外受診分の審査支払事務の実施について

平素は、支払基金の事業運営に格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、福島県の子ども医療費助成事業については、東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所の事故により、多くの県民の方が、県外への避難生活を余儀なくされている中、平成 24 年 10 月 1 日から、福島県の全市町村において 18 歳以下の子どもの医療費無料化が実施されたところです。

しかしながら、県外への避難生活を余儀なくされた受給者の方においては、一時的とはいえ償還払いによる経済的負担及び各市町村への償還払いの申請を行う事務的負担が発生しており、福島県内の複数の市町村から現物給付化するよう要望を受けている状況です。

このような中、支払基金は、福島県内の全市町村を対象に、子ども医療費助成事業の被用者保険の受給者の県外受診分に係る審査支払事務について、支払基金への委託の意向調査を実施し、「意向調査結果」（別紙）のとおり 25 市町村から委託の意向を確認したところです。

支払基金といたしましては、この意向調査の結果を踏まえた上で、県外への避難生活を余儀なくされた受給者の方の経済的及び事務的負担を軽減するため、平成 26 年 3 月診療分（4 月請求分）から、福島県の一部市町村が実施する子ども医療費助成事業について、県外受診分においても審査支払事務を実施したいと考えております。

つきましては、実施にあたり、各都道府県医師会及び各医療機関に対しまして、別添のとおり説明してまいりますので、貴会におかれましては、特段のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、貴会から都道府県医師会あてにその旨連絡いただきますよう、重ねてお願い申し上げます。

意向調査結果

平成25年9月現在

市町村名	要望書	調査結果及び受託状況		市町村名	要望書	調査結果及び受託状況	
		県外	県内			県外	県内
福島市				三島町			
会津若松市		新	既	金山町	提出	新	既
郡山市				昭和村		新	既
いわき市				会津美里町		新	既
白河市				西郷村		新	新
須賀川市	提出	新	既	泉崎村			
喜多方市				中島村			
相馬市				矢吹町			
二本松市	提出	新	既	棚倉町			
田村市				矢祭町			
南相馬市				塙町			
伊達市				鮫川村			
本宮市	提出	新	既	石川町			
桑折町				玉川村	提出		
国見町		新	既	平田村		新	既
川俣町		新	既	浅川町			
大玉村	提出	新	既	古殿町			既
鏡石町			既	三春町		新	既
天栄村			既	小野町		新	既
下郷町			既	広野町		新	新
檜枝岐村		新	既	楢葉町			
只見町	提出	新	既	富岡町		新	既
南会津町		新	既	川内村			新
北塩原村			既	大熊町	提出	新	既
西会津町		新	新	双葉町	提出	新	既
磐梯町			既	浪江町	提出	新	既
猪苗代町	提出	新	既	葛尾村			
会津坂下町				新地町			
湯川村			新	飯舘村	提出	新	既
柳津町			既	59	12	25	34(5)

…避難指示区域に該当する市町村

提出 …要望書を提出した市町村

既 …既に受託している市町村

新 …新たに委託を希望した市町村



福島県子ども医療費助成事業における県外受診 の審査支払事務の実施について

- 1 県外受診分に係る現物給付化への対応について
 - (1) 福島県医療費助成事業の状況等
 - (2) 福島県における問題点
 - (3) 実施機関からの要望
 - (4) 支払基金の取組みの考え方
 - (5) 支払基金の取組み
 - (6) 医療機関の請求方法
 - (7) 医療機関のレセプトコンピュータの対応
- 2 現物給付化に向けた今後のスケジュールについて
- 3 医療機関へのお知らせ方法について

平成25年10月
社会保険診療報酬支払基金

1 県外受診分に係る現物給付化への対応について

(1) 福島県医療費助成事業の状況等

○受託状況(平成25年9月現在)

福島県内59市町村の内

子ども医療費助成事業(29市町村受託) ※別紙1参照
ひとり親家庭医療費助成事業(2町村受託)
重度心身障害者医療費助成事業(1村受託)

○子ども医療費助成事業の助成内容

対象者…18歳以下
自己負担…なし
食事標準負担額…助成

(2) 福島県における問題点

○受給者

県外への避難のため、福島県の子ども医療費助成事業による現物給付が受けられず、窓口負担が発生している(償還払い)※県外避難者数については、別紙2-1及び別紙2-2参照

○福島県内各市町村

県外医療機関受診分の償還払い申請により事務量が増加している

1 県外受診分に係る現物給付化への対応について

(3) 実施機関からの要望

○福島県内実施機関から県外受診分に係る現物給付化への要望

福島県内市町村を対象に支払基金への委託意向調査を実施し、平成25年10月現在、25市町村から委託の意向を確認

(4) 支払基金の取組みの考え方

○対象事業

東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所の事故により、現在も避難を余儀なくされている受給者が多い**福島県の子ども医療費助成事業**を対象
福島県以外の医療費助成事業については、今後、対応を検討

○市町村

福島県内全市町村が県外受診において、現物給付が可能となるよう働きかけ

○実施開始時期(予定)

窓口負担免除*が平成26年2月28日(予定)までであることから、平成26年3月診療分(4月処理)からの開始とする

※東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う警戒区域等の避難者に対する、医療機関での窓口負担の免除

○実施機関番号

新たな法別番号の設定は行わず、現行の法別番号(80)を使用

1 県外受診分に係る現物給付化への対応について

(5) 支払基金の取組み

- 福島県内市町村に対し県外受診分に係る現物給付化への要望の確認
- 委託を要望する市町村への現物給付化の説明
- 福島県内市町村の県外受診分に係る現物給付化への要望を踏まえ、関係方面への実施についての連絡
- 委託を希望する市町村の条例等の確認依頼
- 医療機関へ現物給付化の実施及び請求方法のお知らせ
- 市町村へ県外受診分の償還払い医療機関の情報提供依頼
⇒償還払い医療機関に対し、現物給付化への協力を依頼

1 県外受診分に係る現物給付化への対応について

(6) 医療機関の請求方法

○現物給付とした併用レセプトによる請求

電子レセプトによる請求若しくは紙レセプトによる請求

- ・いずれの請求においても対応が困難な場合は、従前どおりの受給者が医療機関の窓口で一部負担金を支払い、市町村に申請を行うことにより還付を受ける償還払い

(7) 医療機関のレセプトコンピュータの対応

○電子レセプト請求の対応における留意点

福島県外の医療機関におけるレセプトコンピュータのシステム対応

- ・各都道府県又は各市町村の助成内容において患者負担額や計算方法等が区々であるため、併用レセプトの請求にシステムが対応できない場合には、改修が必要となる場合がある(改修費用は医療機関負担)

○レセプトコンピュータのシステム改修の実施及び時期は医療機関の判断による

○電子レセプトの請求の対応に向けた取組み

JAHIS(保健医療福祉情報システム工業会)へシステム改修等の対応依頼

JAHIS未加入のレセコンベンダーについては、支払基金から対応依頼

2 現物給付化に向けた今後のスケジュールについて

	平成25年				平成26年			
	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
福島県医師会	事前説明						現物給付開始予定	医療機関からの請求開始予定
日本医師会	事前説明							
都道府県医師会		事前説明						
支払基金	市町村へ 要望確認		全医療機関へのお知らせ文書の送付(毎月)					
			ブロック通信への掲載(12月号～)					
			支払基金HPへの掲載(11月～)					

3 医療機関へのお知らせ方法について

○お知らせ文書(リーフレットなど)の送付

平成25年11月以降、毎月、全医療機関にお知らせ文書を送付し、支払基金ホームページへ掲載

※ 平成25年12月にレセプト記載及び請求事例を併せて送付

○支払基金広報誌への掲載

ブロック通信などの広報誌に掲載

○平成25年11月以降、受付来所時のお知らせ

毎月のレセプト受付時、来所される医療機関関係者にお知らせ文書を配布

○レセプト記載及び請求事例の支払基金ホームページへの掲載

平成25年11月以降、支払基金ホームページへの掲載

○医療機関からのお問合せに関する対応

医療機関が所在する支払基金支部が対応

○医療機関への個別対応

福島県各市町村から、東日本大震災以降償還払い申請のあった医療機関の情報を提供してもらい、支払基金から直接働きかけを実施

医療費助成事業の医療費の流れ

現行（県外受診は償還払い）

基金に委託後

県外受診は現物給付



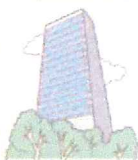
①受診
医療費支払い
(2割・自己負担分)



B 県の医療機関

福島県 A 市の受給者（未就学児）
※ B 県に避難している場合

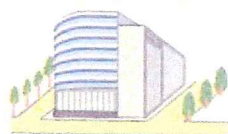
③医療費の支払
(2割)



福島県 A 市
(子ども医療費担当課)

②医療費の請求
(2割)

⑤医療費の支払
(8割)



B 県の支払基金

②単独レセプトで請求
(8割)

④支払 (8割)

③請求 (8割)



健康保険組合

福島県の一部市町村においては、
市町村外又は近隣の市町村外の医療機関に
受診した場合においても償還払いとしている
場合がある。



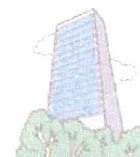
①受診
医療費の支払いなし



B 県の医療機関

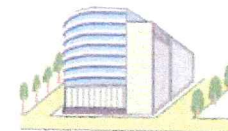
福島県 A 市の受給者（未就学児）
※ B 県に避難している場合

医療費の請求を
しなくてよい



福島県 A 市
(子ども医療費担当課)

⑤医療費の支払
(10割)



B 県の支払基金

②併用レセプト
で請求
(2割+8割)

③請求 (2割)

④支払 (2割)



福島県の支払基金

④支払 (8割)

③請求 (8割)

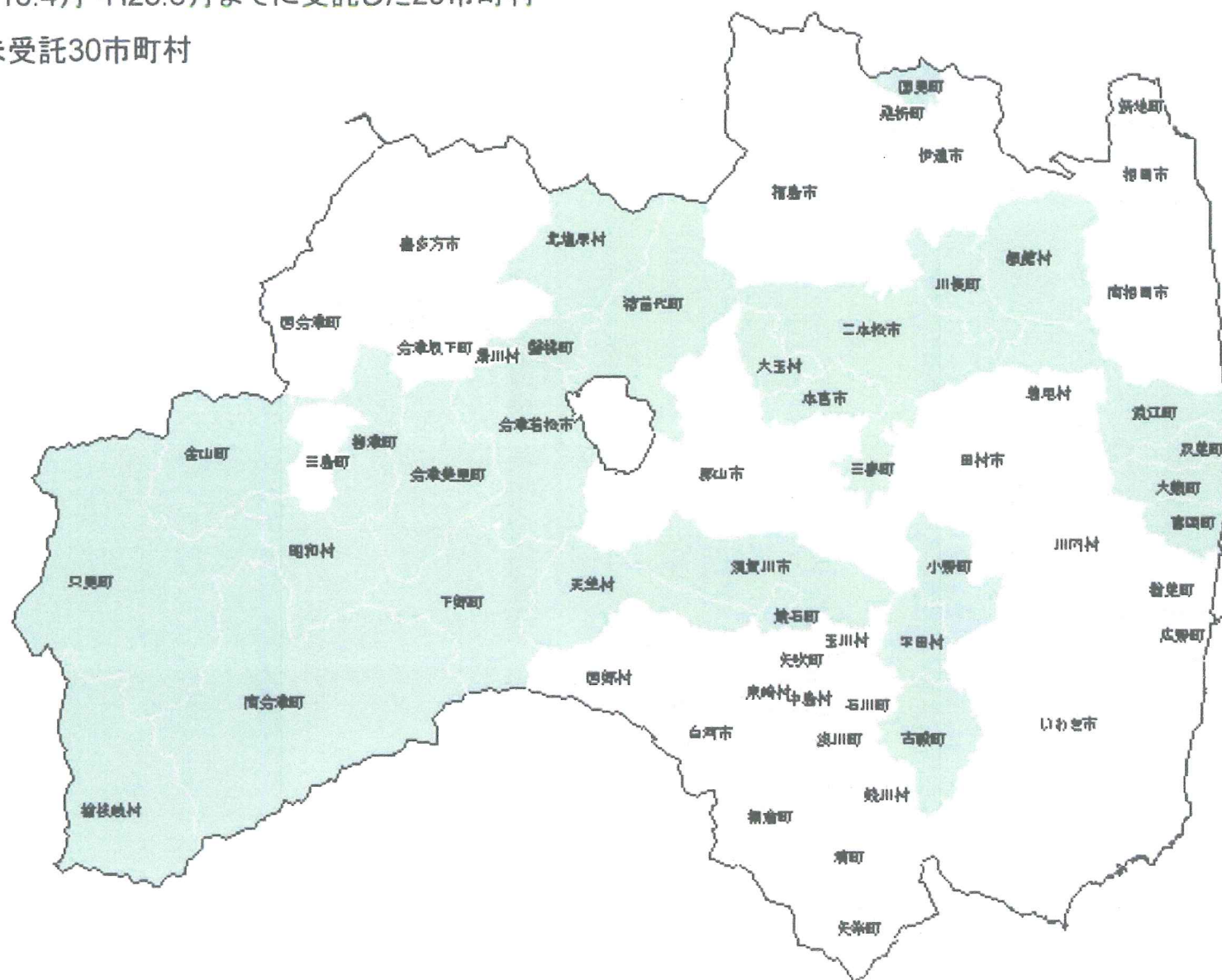


健康保険組合

○福島県医療費助成事業(乳幼児医療)の受託状況

緑→H18.4月~H25.6月までに受託した29市町村

白→未受託30市町村



福島県から県外への避難状況

調査時点：平成25年8月12日(月)

復興庁からのデータ提供：平成25年8月22日(木)

地方名	都道府県	A 避難所 (公民館、 学校等)	B 旅館・ ホテル	C その他 (親族・ 知人宅等)	D 住宅等 (公営、仮設、 民間、病院含む)	合計
北海道 東北	北海道			252	1,485	1,737
	青森			255	242	497
	岩手			141	431	572
	宮城			995	1,460	2,455
	秋田			230	587	817
	山形			442	7,023	7,465
関東	福島					
	茨城			575	3,286	3,861
	栃木			526	2,447	2,973
	群馬			179	1,322	1,501
	埼玉	105			3,055	3,160
	千葉			3,392		3,392
中部	東京			1,589	5,652	7,241
	神奈川				2,236	2,236
	新潟			212	4,696	4,908
	富山			24	189	213
	石川			32	297	329
	福井			38	164	202
	山梨			119	562	681
	長野			88	853	941
	岐阜			56	155	211
	静岡			181	558	739
	愛知			97	676	773
	三重			70	154	224
近畿	滋賀			122	88	210
	京都			147	501	648
	大阪			137	560	697
	兵庫			145	423	568
	奈良			46	53	99
	和歌山			13	26	39
中国	鳥取			21	101	122
	島根			14	87	101
	岡山			109	220	329
	広島			89	187	276
	山口			22	62	84
四国	徳島			7	33	40
	香川			3	46	49
	愛媛			62	35	97
	高知			29	24	53
九州	福岡			60	278	338
	佐賀			7	104	111
	長崎			18	67	85
	熊本			41	70	111
	大分			8	125	133
	宮崎			45	99	144
沖縄	鹿児島			33	101	134
	沖縄			24	657	681
合計		105		10,695	41,477	52,277

※復興庁「震災による避難者の避難場所別人数調査」のうち福島県分を抽出。

東日本大震災に係る子どもの避難者数調べ
(市町村が把握している人数)

H25.5.28 子育て支援課

(単位:人)

市町村名	平成25年4月1日現在の把握数			
	(18歳未満避難者数)			
	避難先別			県外
	県内			
	避難先市町村内	避難先市町村外		
福島市	3,034	0	34	3,000
会津若松市	60	0	2	58
郡山市	2,590	0	28	2,562
いわき市	2,803	1,134	59	1,610
白河市	254	54	4	186
須賀川市	169	0	0	169
喜多方市	7	0	0	7
相馬市	159	0	7	152
二本松市	316	0	2	314
田村市	367	288	48	31
南相馬市	5,620	1,338	1,621	2,661
伊達市	401	58	6	339
本宮市	60	0	1	59
桑折町	39	0	5	34
国見町	57	0	0	57
川俣町	225	86	63	76
大玉村	19	0	1	18
鏡石町	37	0	0	37
天栄村	22	0	1	21
下郷町	0	0	0	0
檜枝岐村	0	0	0	0
只見町	0	0	0	0
南会津町	0	0	0	0
北塩原村	0	0	0	0
西会津町	0	0	0	0
磐梯町	2	0	0	2
猪苗代町	5	0	0	5
会津坂下町	0	0	0	0
湯川村	0	0	0	0

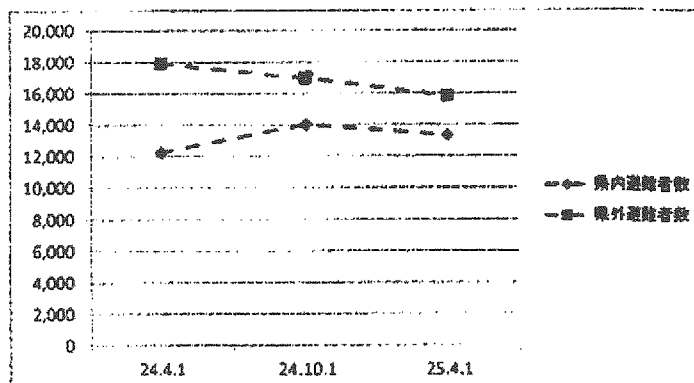
市町村名	平成25年4月1日現在の把握数			
	(18歳未満避難者数)			
	避難先別			県外
	県内			
	市町村内	市町村外		
柳津町	0	0	0	0
三島町	1	0	0	1
金山町	0	0	0	0
昭和村	0	0	0	0
会津美里町	2	0	0	2
西郷村	65	0	0	65
泉崎村	8	0	0	8
中島村	0	0	0	0
矢吹町	33	0	1	32
棚倉町	7	0	0	7
矢祭町	0	0	0	0
楢町	3	0	0	3
鮫川村	3	0	0	3
石川町	4	0	0	4
玉川村	7	0	0	7
平田村	3	0	0	3
浅川町	4	0	1	3
古殿町	5	0	0	5
三春町	46	0	3	43
小野町	22	0	1	21
広野町	849	64	597	188
楢葉町	1,226	0	969	257
富岡町	2,382	0	1,638	744
川内村	295	40	171	84
大熊町	2,127	0	1,545	582
双葉町	1,094	0	486	608
浪江町	3,276	0	1,918	1,358
葛尾村	201	0	179	22
新地町	49	0	0	49
飯館村	990	0	881	109
計	29,148	3,060	10,272	16,616

13,332

H24.10.1現在	39,968	13,998	16,970
増減数	△ 1,820	△ 666	△ 1,154

※ 原則として平成25年4月1日時点の避難者数である。
(3/12西郷村)

※ 郡山市の数値については、4月1日現在の「全国避難者情報システム」の積み上げによるもの。
(注)「全国避難者情報システム」は、避難者の任意の届け出に基づくもので、避難者の所在地の情報を、避難先の都道府県を通じて避難元の県や市町村に提供するもの。



(案)

平成 25 年 10 月 日

〇〇医師会 御中

社会保険診療報酬支払基金〇〇支部

福島県内各市町村が実施する子ども医療費助成事業
における県外受診分の審査支払事務の実施について

平素は、支払基金の事業運営に格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、福島県の子ども医療費助成事業については、東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所の事故により、多くの県民の方が、県外への避難生活を余儀なくされている中、平成 24 年 10 月 1 日から、福島県の全市町村において 18 歳以下の子どもの医療費無料化が実施されたところです。

しかしながら、県外への避難生活を余儀なくされた受給者の方においては、一時的とはいえ償還払いによる経済的負担及び各市町村への償還払いの申請を行う事務的負担が発生しており、福島県内の複数の市町村から現物給付化するよう要望を受けている状況です。

このような中、支払基金は、福島県内の全市町村を対象に、子ども医療費助成事業の被用者保険の受給者の県外受診分に係る審査支払事務について、支払基金への委託の意向調査を実施し、「意向調査結果」(別紙)のとおり 25 市町村から委託の意向を確認したところです。

支払基金といたしましては、この意向調査の結果を踏まえ、平成 26 年 3 月診療分(4 月請求分)から、福島県の一部市町村が実施する子ども医療費助成事業について、県外受診分においても審査支払事務を実施することといたしましたので、ご連絡申し上げます。

つきましては、実施にあたり、各医療機関に対しまして、別添のとおりお願いすることといたしますので、貴会におかれましては、特段のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

意向調査結果

平成25年9月現在

市町村名	要望書	調査結果及び受託状況		市町村名	要望書	調査結果及び受託状況	
		県外	県内			県外	県内
福島市				三島町			
会津若松市		新	既	金山町	提出	新	既
郡山市				昭和村		新	既
いわき市				会津美里町		新	既
白河市				西郷村		新	新
須賀川市	提出	新	既	泉崎村			
喜多方市				中島村			
相馬市				矢吹町			
二本松市	提出	新	既	棚倉町			
田村市				矢祭町			
南相馬市				塙町			
伊達市				鮫川村			
本宮市	提出	新	既	石川町			
桑折町				玉川村	提出		
国見町		新	既	平田村		新	既
川俣町		新	既	浅川町			
大玉村	提出	新	既	古殿町			既
鏡石町			既	三春町		新	既
天栄村			既	小野町		新	既
下郷町			既	広野町		新	新
檜枝岐村		新	既	檜葉町			
只見町	提出	新	既	富岡町		新	既
南会津町		新	既	川内村			新
北塩原村			既	大熊町	提出	新	既
西会津町		新	新	双葉町	提出	新	既
磐梯町			既	浪江町	提出	新	既
猪苗代町	提出	新	既	葛尾村			
会津坂下町				新地町			
湯川村			新	飯舘村	提出	新	既
柳津町			既	59	12	25	34(5)

…避難指示区域に該当する市町村

提出 …要望書を提出した市町村

既 …既に受託している市町村

新 …新たに委託を希望した市町村

(案)

平成 25 年 11 月 日

医療機関各位

社会保険診療報酬支払基金〇〇支部

福島県内各市町村が実施する子ども医療費助成事業
における県外受診分の審査支払事務の実施について

平素は、支払基金の業務処理に格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、福島県の子ども医療費助成事業については、東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所の事故により、多くの県民の方が、県外への避難生活を余儀なくされている中、平成 24 年 10 月 1 日から、福島県の全市町村において 18 歳以下の子どもの医療費無料化が実施されたところです。

しかしながら、県外への避難生活を余儀なくされた受給者の方においては、一時的とはいえ償還払いによる経済的負担及び各市町村への償還払いの申請を行う事務的負担が発生しており、福島県内の複数の市町村から現物給付化するよう要望を受けている状況です。

このような中、支払基金は、福島県内の全市町村を対象に、子ども医療費助成事業の被用者保険の受給者の県外受診分に係る審査支払事務について、支払基金への委託の意向調査を実施し、現在、25 市町村から支払基金へ委託をする意向を確認したところです。

支払基金といたしましては、この意向調査の結果を踏まえ、平成 26 年 3 月診療分（4 月請求分）から、福島県の一部市町村が実施する子ども医療費助成事業について、県外受診分においても審査支払事務を実施してまいります。

つきましては、実施にあたり、今月から平成 26 年 4 月までの間、毎月「保険医療機関、保険薬局及び訪問看護ステーションの皆様へ」（別紙）を送付させていただきます。また、本年 12 月には詳細な請求方法等を掲載した「福島県の子ども医療費助成事業における請求方法等について」を送付させていただきますので、各医療機関におかれましては、福島県の子ども医療費助成事業における県外受診分に係る現物給付化への対応について、特段のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

本件に関する問合せ先

社会保険診療報酬支払基金〇〇支部

〇〇課（担当者）〇〇〇〇

Tel : 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇（内線）〇〇〇

保険医療機関、保険薬局及び訪問看護ステーションの皆様へ

平成26年3月診療分（4月請求分）から
福島県の一部市町村が実施する「子ども医療費助成事業」の
県外受診分に係る審査支払事務を受託します

医療機関等の皆様には、平成26年3月診療分（4月請求分）から、福島県の一部市町村※¹が実施する子ども医療費助成事業の受給者（被用者保険）の方が受診された際には、現物給付での対応※²にご協力をお願いいたします。

なお、該当するレセプトの請求に関しましては、電子レセプト（オンライン又は電子媒体）による請求若しくは紙レセプトによる請求※³にご協力をお願いいたしますが、いずれの請求においても対応が困難な場合は、従前どおりの、受給者の方が医療機関等の窓口で一部負担金を支払っていただいた後、市町村に申請を行うことにより還付を受ける償還払いとなります。

ご不明な点等ありましたら、下記の問い合わせ先まで連絡願います。

※1 県外受診分を受託する福島県内各市町村（公費負担者番号）については、別途ご連絡いたします。

※2 受給者の方からは窓口での徴収を行わず、被用者保険と医療費助成事業の併用レセプトにより、各医療機関等が所在する都道府県の社会保険診療報酬支払基金支部へ請求していただくこととなります。

なお、平成26年2月診療以前分を併用レセプトで請求された場合、レセプトを医療機関等にお返しすることとなりますのでご留意願います。

※3 請求方法は、医療機関等の状況に応じて選択していただくこととなります。

レセプトコンピュータを使用した請求をお考えの場合は、事前に請求が可能であることをレセコンベンダー等にご確認願います。また、レセプトコンピュータのシステム改修が必要な場合の改修の実施及び時期については各医療機関等のご判断となります。

なお、電子レセプトでの請求が困難な場合は、紙レセプトでの請求も可能となりますので、できる限りのご協力をお願いいたします。

詳しい請求方法等については、支払基金ホームページに掲載しております。

【福島県子ども医療費助成事業の助成内容】（平成25年10月現在）

- ・ 対象年齢→入院・入院外ともに0歳から18歳まで
- ・ 患者負担額→なし 食事療養費の標準負担額→なし
- ・ 法別番号→80（公費負担者番号 80.07.***.＊）

◇本件に関するお問い合わせ先◇

・ 社会保険診療報酬支払基金〇〇支部 〇〇〇課

--*****（代表）（内線***）

事 務 連 絡

平成 25 年 10 月 30 日

福岡県医師会 御中

社会保険診療報酬支払基金福岡支部

福島県内各市町村が実施する子ども医療費助成事業
における県外受診分の審査支払事務の実施について

平素は、支払基金の事業運営に格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、福島県の子ども医療費助成事業については、東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所の事故により、多くの県民の方が、県外への避難生活を余儀なくされている中、平成 24 年 10 月 1 日から、福島県の全市町村において 18 歳以下の子どもの医療費無料化が実施されたところです。

しかしながら、県外への避難生活を余儀なくされた受給者の方においては、一時的とはいえ償還払いによる経済的負担及び各市町村への償還払いの申請を行う事務的負担が発生しており、福島県内の複数の市町村から現物給付化するよう要望を受けている状況です。

このような中、支払基金は、福島県内の全市町村を対象に、子ども医療費助成事業の被用者保険の受給者の県外受診分に係る審査支払事務について、支払基金への委託の意向調査を実施し、「意向調査結果」(別紙)のとおり 25 市町村から委託の意向を確認したところです。

支払基金といたしましては、この意向調査の結果を踏まえ、平成 26 年 3 月診療分(4 月請求分)から、福島県の一部市町村が実施する子ども医療費助成事業について、県外受診分においても審査支払事務を実施することといたしましたので、ご連絡申し上げます。

つきましては、実施にあたり、各医療機関に対しまして、別添のとおりお願いすることといたしますので、貴会におかれましては、特段のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

意向調査結果

平成25年9月現在

市町村名	要望書	調査結果及び受託状況		市町村名	要望書	調査結果及び受託状況	
		県外	県内			県外	県内
福島市				三島町			
会津若松市		新	既	金山町	提出	新	既
郡山市				昭和村		新	既
いわき市				会津美里町		新	既
白河市				西郷村		新	新
須賀川市	提出	新	既	泉崎村			
喜多方市				中島村			
相馬市				矢吹町			
二本松市	提出	新	既	棚倉町			
田村市				矢祭町			
南相馬市				塙町			
伊達市				鮫川村			
本宮市	提出	新	既	石川町			
桑折町				玉川村	提出		
国見町		新	既	平田村		新	既
川俣町		新	既	浅川町			
大玉村	提出	新	既	古殿町			既
鏡石町			既	三春町		新	既
天栄村			既	小野町		新	既
下郷町			既	広野町		新	新
檜枝岐村		新	既	檜葉町			
只見町	提出	新	既	富岡町		新	既
南会津町		新	既	川内村			新
北塩原村			既	大熊町	提出	新	既
西会津町		新	新	双葉町	提出	新	既
磐梯町			既	浪江町	提出	新	既
猪苗代町	提出	新	既	葛尾村			
会津坂下町				新地町			
湯川村			新	飯舘村	提出	新	既
柳津町			既	59	12	25	34(5)

…避難指示区域に該当する市町村

提出 …要望書を提出した市町村

既 …既に受託している市町村

新 …新たに委託を希望した市町村

事 務 連 絡

平成 25 年 11 月 1 日

医療機関各位

社会保険診療報酬支払基金福岡支部

福島県内各市町村が実施する子ども医療費助成事業
における県外受診分の審査支払事務の実施について

平素は、支払基金の業務処理に格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、福島県の子ども医療費助成事業については、東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所の事故により、多くの県民の方が、県外への避難生活を余儀なくされている中、平成 24 年 10 月 1 日から、福島県の全市町村において 18 歳以下の子どもの医療費無料化が実施されたところです。

しかしながら、県外への避難生活を余儀なくされた受給者の方においては、一時的とはいえ償還払いによる経済的負担及び各市町村への償還払いの申請を行う事務的負担が発生しており、福島県内の複数の市町村から現物給付化するよう要望を受けている状況です。

このような中、支払基金は、福島県内の全市町村を対象に、子ども医療費助成事業の被用者保険の受給者の県外受診分に係る審査支払事務について、支払基金への委託の意向調査を実施し、現在、25 市町村から支払基金へ委託をする意向を確認したところです。

支払基金といたしましては、この意向調査の結果を踏まえ、平成 26 年 3 月診療分（4 月請求分）から、福島県の一部市町村が実施する子ども医療費助成事業について、県外受診分においても審査支払事務を実施してまいります。

つきましては、実施にあたり、今月から平成 26 年 4 月までの間、毎月「保険医療機関、保険薬局及び訪問看護ステーションの皆様へ」（別紙）を送付させていただきます。また、本年 12 月には詳細な請求方法を掲載した「福島県の子ども医療費助成事業における請求方法等について」を送付させていただきますので、各医療機関におかれましては、福島県の子ども医療費助成事業における県外受診分に係る現物給付化への対応について、特段のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

本件に関する問合せ先

社会保険診療報酬支払基金福岡支部

事業管理課 後藤、柴田、横山

TEL：092-473-6611（内線）301、302、311

保険医療機関、保険薬局及び訪問看護ステーションの皆様へ
平成26年3月診療分（4月請求分）から
福島県の一部市町村が実施する「子ども医療費助成事業」の
県外受診分に係る審査支払事務を受託します

医療機関等の皆様には、平成26年3月診療分（4月請求分）から、福島県の一部市町村※¹が実施する子ども医療費助成事業の受給者（被用者保険）の方が受診された際には、現物給付での対応※²にご協力をお願いいたします。

なお、該当するレセプトの請求に関しましては、電子レセプト（オンライン又は電子媒体）による請求若しくは紙レセプトによる請求※³にご協力をお願いいたしますが、いずれの請求においても対応が困難な場合は、従前どおりの、受給者の方が医療機関等の窓口で一部負担金を支払っていただいた後、市町村に申請を行うことにより還付をうける償還払いとなります。

ご不明な点等がありましたら、下記の問い合わせ先まで連絡願います。

※1 県外受診分を受託する福島県内各市町村（公費負担者番号）については、別途ご連絡いたします。

※2 受給者の方からは窓口での徴収を行わず、被用者保険と医療費助成事業の併用レセプトにより、各医療機関等が所在する都道府県の社会保険診療報酬支払基金支部へ請求していただくこととなります。

なお、平成26年2月診療以前分を併用レセプトで請求された場合、レセプトを医療機関等にお返しすることとなりますのでご留意願います。

※3 請求方法は、医療機関等の状況に応じて選択していただくこととなります。

レセプトコンピュータを使用した請求をお考えの場合は、事前に請求が可能であることをレセコンベンダー等にご確認願います。また、レセプトコンピュータのシステム改修が必要な場合の改修の実施及び時期については各医療機関等のご判断となります。

なお、電子レセプトでの請求が困難な場合は、紙レセプトでの請求も可能となりますので、できる限りのご協力をお願いいたします。

詳しい請求方法等については、支払基金ホームページに掲載しております。

【福島県子ども医療費助成事業の助成内容】（平成25年10月現在）

- ・ 対象年齢→入院・入院外ともに0歳から18歳まで
- ・ 患者負担額→なし 食事療養費の標準負担額→なし
- ・ 法別番号→80（公費負担者番号 80.07.***.＊）

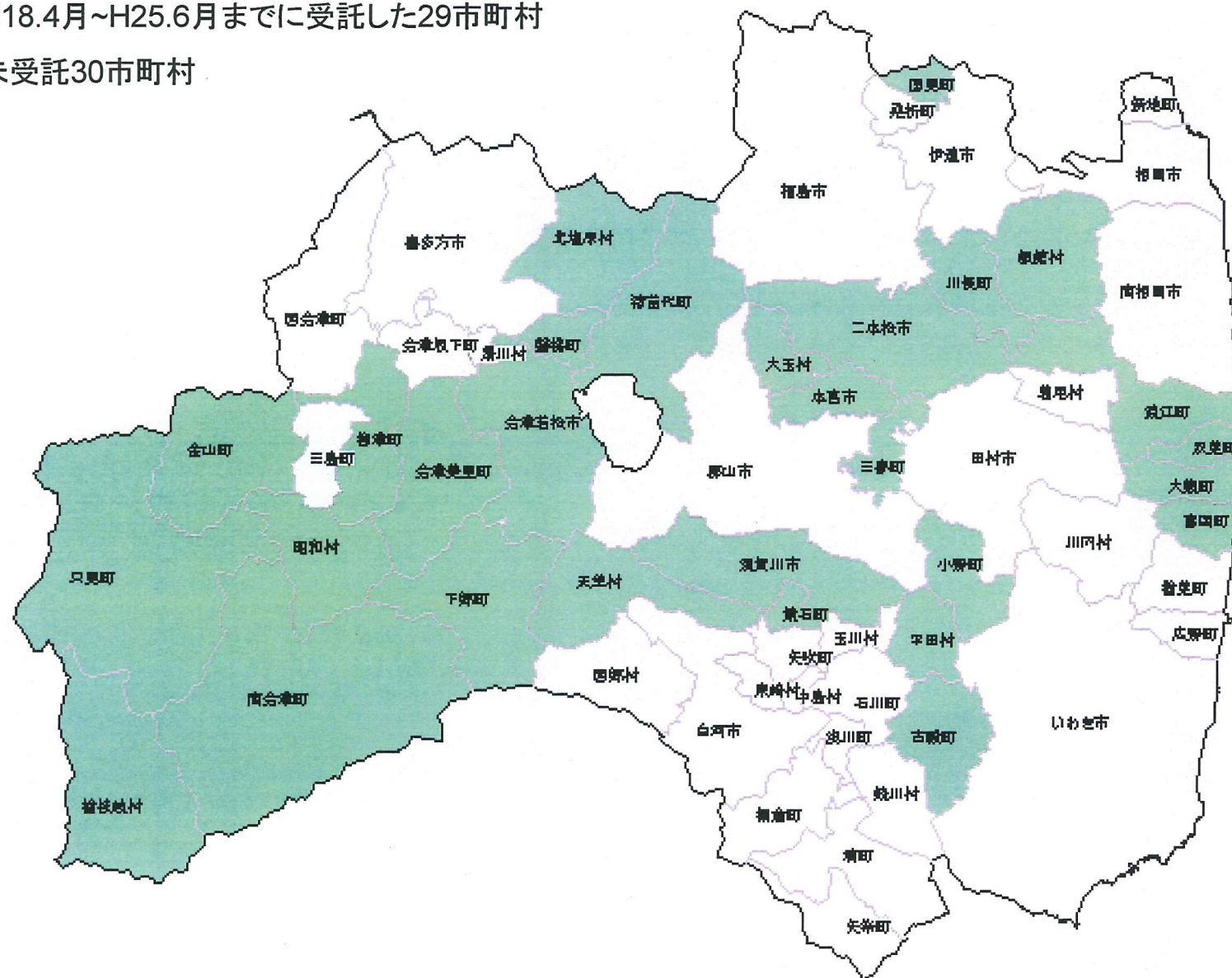
◇本件に関するお問い合わせ先◇

・ 社会保険診療報酬支払基金福岡支部 事業管理課
092-473-6611（代表）（内線301・302・311）

○福島県医療費助成事業(乳幼児医療)の受託状況

緑→H18.4月～H25.6月までに受託した29市町村

白→未受託30市町村



福島県から県外への避難状況

調査時点：平成25年8月12日(月)

復興庁からのデータ提供：平成25年8月22日(木)

地方名	都道府県	A 避難所 (公民館、 学校等)	B 旅館・ ホテル	C その他 (親族・ 知人宅等)	D 住宅等 (公営、仮設、 民間、病院含む)	合計
北海道	北海道			252	1,485	1,737
東北	青森			255	242	497
	岩手			141	431	572
	宮城			995	1,460	2,455
	秋田			230	587	817
	山形			442	7,023	7,465
関東	福島					
	茨城			575	3,286	3,861
	栃木			526	2,447	2,973
	群馬			179	1,322	1,501
	埼玉	105			3,055	3,160
	千葉			3,392		3,392
	東京			1,589	5,652	7,241
中部	神奈川				2,236	2,236
	新潟			212	4,696	4,908
	富山			24	189	213
	石川			32	297	329
	福井			38	164	202
	山梨			119	562	681
	長野			88	853	941
	岐阜			56	155	211
	静岡			181	558	739
	愛知			97	676	773
近畿	三重			70	154	224
	滋賀			122	88	210
	京都			147	501	648
	大阪			137	560	697
	兵庫			145	423	568
	奈良			46	53	99
	和歌山			13	26	39
中国	鳥取			21	101	122
	島根			14	87	101
	岡山			109	220	329
	広島			89	187	276
	山口			22	62	84
四国	徳島			7	33	40
	香川			3	46	49
	愛媛			62	35	97
	高知			29	24	53
九州	福岡			60	278	338
	佐賀			7	104	111
	長崎			18	67	85
	熊本			41	70	111
	大分			8	125	133
	宮崎			45	99	144
	鹿児島			33	101	134
沖縄	沖縄			24	657	681
合計		105		10,695	41,477	52,277

※復興庁「震災による避難者の避難場所別人数調査」のうち福島県分を抽出。

東日本大震災に係る子どもの避難者数調べ
(市町村が把握している人数)

H25.5.28 子育て支援課

(単位:人)

市町村名	平成25年4月1日現在の把握数			
	(18歳未満避難者数)			
	避難先別			県外
	県内			
	避難元市町村内	避難元市町村外		
福島市	3,034	0	34	3,000
会津若松市	60	0	2	58
郡山市	2,590	0	28	2,562
いわき市	2,803	1,134	59	1,610
白河市	254	54	4	196
須賀川市	169	0	0	169
喜多方市	7	0	0	7
相馬市	159	0	7	152
二本松市	316	0	2	314
田村市	367	288	48	31
南相馬市	5,820	1,338	1,621	2,861
伊達市	401	56	6	339
本宮市	60	0	1	59
桑折町	39	0	5	34
国見町	57	0	0	57
川俣町	225	86	63	76
大玉村	19	0	1	18
鏡石町	37	0	0	37
天栄村	22	0	1	21
下郷町	0	0	0	0
檜枝岐村	0	0	0	0
只見町	0	0	0	0
南会津町	0	0	0	0
北塩原村	0	0	0	0
西会津町	0	0	0	0
磐梯町	2	0	0	2
猪苗代町	5	0	0	5
会津坂下町	0	0	0	0
湯川村	0	0	0	0

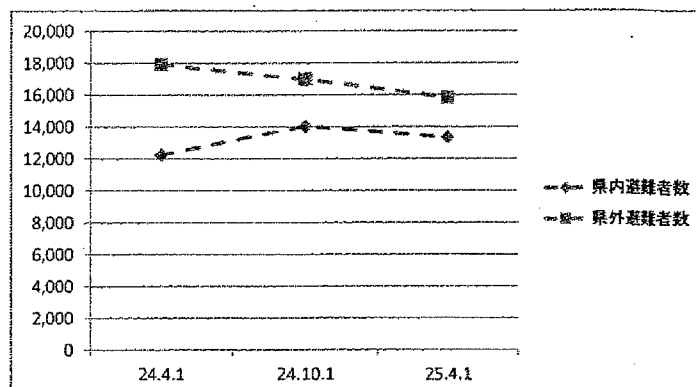
市町村名	平成25年4月1日現在の把握数			
	(18歳未満避難者数)			
	避難先別			県外
	県内		避難元市町村外	
避難元市町村内	避難元市町村外			
柳津町	0	0	0	0
三島町	1	0	0	1
金山町	0	0	0	0
昭和村	0	0	0	0
会津美里町	2	0	0	2
西郷村	65	0	0	65
泉崎村	8	0	0	8
中島村	0	0	0	0
矢吹町	33	0	1	32
棚倉町	7	0	0	7
矢祭町	0	0	0	0
塙町	3	0	0	3
鮫川村	3	0	0	3
石川町	4	0	0	4
玉川村	7	0	0	7
平田村	3	0	0	3
浅川町	4	0	1	3
古殿町	5	0	0	5
三春町	46	0	3	43
小野町	22	0	1	21
広野町	849	64	597	188
楢葉町	1,226	0	969	257
富岡町	2,382	0	1,638	744
川内村	295	40	171	84
大熊町	2,127	0	1,545	582
双葉町	1,094	0	486	608
浪江町	3,276	0	1,918	1,358
葛尾村	201	0	179	22
新地町	49	0	0	49
飯館村	990	0	881	109
計	29,148	3,060	10,272	15,816
		13,332		
H24.10.1現在	30,968	13,998		16,970
増減数	△ 1,820	△ 666		△ 1,154

※ 原則として平成25年4月1日時点の避難者数である。

(3/12西郷村)

※ 郡山市の数値については、4月1日現在の「全国避難者情報システム」の積み上げによるもの。

注)「全国避難者情報システム」は、避難者の任意の届け出に基づくもので、避難者の所在地の情報を、避難先の都道府県を通じて避難元の県や市町村に提供するもの。



福島県子ども医療費助成事業における県外受診の 審査支払事務の実施について

- 1 県外受診分に係る現物給付化への対応について
 - (1) 福島県医療費助成事業の状況等
 - (2) 福島県における問題点
 - (3) 実施機関からの要望
 - (4) 支払基金の取組みの考え方
 - (5) 支払基金の取組み
 - (6) 医療機関の請求方法
 - (7) 医療機関のレセプトコンピュータの対応
- 2 現物給付化に向けた今後のスケジュールについて
- 3 医療機関へのお知らせ方法について

平成25年10月
社会保険診療報酬支払基金

1 県外受診分に係る現物給付他への対応について

（1）福島県医療費助成事業の状況等

○受託状況（平成25年9月現在）

福島県内59市町村の内

子ども医療費助成事業（29市町村受託） ※別紙1参照
ひとり親家庭医療費助成事業（2町村受託）
重度心身障害者医療費助成事業（1村受託）

○子ども医療費助成事業の助成内容

対象者・・・18歳以下

自己負担・・・なし

食事標準負担額・・・助成

（2）福島県における問題点

○受給者

県外への避難のため、福島県の子ども医療費助成事業による現物給付が受けられず、窓口負担が発生している（償還払い）※県外避難者数については、別紙2-1及び別紙2-2参照

○福島県内各市町村

県外医療機関受診分の償還払い申請により事務量が増加している

1 県外受診分に係る現物給付化への対応について

(3) 実施機関からの要望

○福島県内実施機関から県外受診分に係る現物給付化への要望

福島県内市町村を対象に支払基金への委託意向調査を実施し、平成25年10月現在、25市町村から委託の意向を確認

(4) 支払基金の取組みの考え方

○対象事業

東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所の事故により、現在も避難を余儀なくされている受給者が多い福島県の子ども医療費助成事業を対象
福島県以外の医療費助成事業については、今後、対応を検討

○市町村

福島県内全市町村が県外受診において、現物給付が可能となるよう働きかけ

○実施開始時期(予定)

窓口負担免除※が平成26年2月28日(予定)までであることから、平成26年3月診療分(4月処理)からの開始とする

※東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う警戒区域等の避難者に対する、医療機関での窓口負担の免除

○実施機関番号

新たな法別番号の設定は行わず、現行の法別番号(80)を使用

1 県外受診分に係る現物給付化への対応について

現物支払基金の取組み

- 福島県内市町村に対し県外受診分に係る現物給付化への要望の確認
- 委託を要望する市町村への現物給付化の説明
- 福島県内市町村の県外受診分に係る現物給付化への要望を踏まえ、関係方面への実施についての連絡
- 委託を希望する市町村の条例等の確認依頼
- 医療機関へ現物給付化の実施及び請求方法のお知らせ
- 市町村へ県外受診分の償還払い医療機関の情報提供依頼
⇒償還払い医療機関に対し、現物給付化への協力を依頼

1 県外受診分に係る現物給付化への対応について

(6) 医療機関の請求方法

○現物給付とした併用レセプトによる請求

電子レセプトによる請求若しくは紙レセプトによる請求

- ・いずれの請求においても対応が困難な場合は、従前どおりの受給者が医療機関の窓口で一部負担金を支払い、市町村に申請を行うことにより還付を受ける償還払い

(7) 医療機関のレセプトコンピュータの対応

○電子レセプト請求の対応における留意点

福島県外の医療機関におけるレセプトコンピュータのシステム対応

- ・各都道府県又は各市町村の助成内容において患者負担額や計算方法等が区々であるため、併用レセプトの請求にシステムが対応できない場合には、改修が必要となる場合がある(改修費用は医療機関負担)

○レセプトコンピュータのシステム改修の実施及び時期は医療機関の判断による

○電子レセプトの請求の対応に向けた取組み

JAHIS(保健医療福祉情報システム工業会)へシステム改修等の対応依頼

JAHIS未加入のレセコンベンダーについては、支払基金から対応依頼

2 現物給付化に向けた今後のスケジュールについて

	平成25年				平成26年			
	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
福島県医師会	事前説明						現物給付開始予定	医療機関からの請求開始予定
日本医師会	事前説明							
都道府県医師会		事前説明						
支払基金	市町村へ 要望確認		全医療機関へのお知らせ文書の送付(毎月)					
				ブロック通信への掲載(12月号～)				
				支払基金HPへの掲載(11月～)				

3 医療機関へのお知らせ方法について

○お知らせ文書(リーフレットなど)の送付

平成25年11月以降、毎月、全医療機関にお知らせ文書を送付し、支払基金ホームページへ掲載

※ 平成25年12月にレセプト記載及び請求事例を併せて送付

○支払基金広報誌への掲載

ブロック通信などの広報誌に掲載

○平成25年11月以降、受付来所時のお知らせ

毎月のレセプト受付時、来所される医療機関関係者にお知らせ文書を配布

○レセプト記載及び請求事例の支払基金ホームページへの掲載

平成25年11月以降、支払基金ホームページ への掲載

○医療機関からのお問合せに関する対応

医療機関が所在する支払基金支部が対応

○医療機関への個別対応

福島県各市町村から、東日本大震災以降償還払い申請のあった医療機関の情報を提供してもらい、支払基金から直接働きかけを実施

医療費助成事業の医療費の流れ

